

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和8年2月24日

支出負担行為担当官

鳥取刑務所長 前 田 昭 浩

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 電子調達システムの利用

本調達は、「電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>)を利用した見積書の提出及び開札手続により実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

2 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名等 令和8年度鳥取少年鑑別支所弁当給食購入契約
- (2) 履行期限 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 納入場所 鳥取市湯所町2-417 広島少年鑑別所鳥取少年鑑別支所
- (4) 仕様等 仕様書のとおり

3 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」においてA、B、C又はDの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者。

ただし、競争参加資格を有しない者でも、令和4年度以降に中国地域の官公庁で、本件と同等案件の履行実績があることを納品書又は契約書で証明した者の参加を認める。

- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与

- するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力的な要求行為を行う者
- キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 4 契約条項を示す場所及び問合せ先
〒680-1192 鳥取県鳥取市下味野719
鳥取刑務所用度課
TEL 0857-53-4191
- 5 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領、仕様書の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間
令和8年2月24日(火)から同年3月11日(水)まで(土・日、祝祭日を除く。)の午前9時から午後4時まで。
- (2) 交付場所
上記4の場所又は「電子調達システム」において交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合には、上記4の問合せ先に電話にて連絡すること。
- 6 提出書類の受領期限及び提出場所
- (1) 受領期限
令和8年3月12日(木)午後5時
- (2) 提出場所
上記4のとおり
- 7 見積書の受領期限及び提出場所
- (1) 受領期限
令和8年3月16日(月) 午後零時
- (2) 提出場所
ア 持参、郵送等により提出する場合には、上記4の住所に提出すること。
イ 電子調達システムによる場合は、当該システムに定める手続にしたがって提出すること。
- 8 見積合わせの日時
令和8年3月16日(月) 午後1時30分
- 9 見積書に記載する見積価格
- (1) 紙で提出する場合

見積書に記載する見積価格は、一人1日3食当たりの単価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

(2) 電子調達システムで提出する場合

電子調達システムにて入力する見積価格は、一人1日3食当たりの単価で記載し、消費税及び地方消費税を抜いた合計金額を入力すること。また、見積内訳書（様式は任意。）を必ず添付すること。

(3) 見積価格の一人1日3食当たりの単価は、1日3食で割り切れること。

10 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

11 契約保証金の納付

免除

12 契約書又は請書の作成の要否

契約書（請書）の作成を要する。

13 その他

詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領による。